お知らせ

7月から「スプレー缶類」と「ライター」の分別収集が始まります

不燃ごみ収集時の車両火災の防止と、より一層のリサイクルの推進を図るため、7月から「スプレー缶類」と「ライター」の分別収集を実施します。皆さんのご協力をよろしくお願いします。

【実施時期】
7月の「資源ごみ（空き缶）の日」から

【対象品目】
■スプレー缶類
（カセットボンベ、整髪・消臭・化粧・殺虫などに使われるスプレー缶等）
※塗料スプレー缶は対象外
■ライター
（ライター・金属製のオイルライター・チャッカマン）

【注意事項】
・塗料スプレー缶は、対象外です。穴をあけ不燃ごみに出してください。
・プラスチック製のキャップは、プラスチック製容器包装に出してください。
・スプレーの容器がプラスチック製の場合は、穴をあけ不燃ごみに出してください。

問 湖北広域行政事務センター業務課（☎62－7143）
市環境保全課（☎65－6513）

出し方

■スプレー缶類
・「資源ごみ（空き缶）の日」に出してください。
・中身を使い切り、穴をあけガスを完全に抜いてからスプレー缶類専用の回収容器に出してください。

■ライター
・「資源ごみ（空き缶）の日」に出してください。
・ガスを完全に抜いてからライター専用の回収容器に出してください。

※穴をあけたりガスを抜く作業は、火の気の無い、風通しのよい屋外で行ってください。

● 平成23年度滋賀県狩猟免許試験・更新案内 ●

狩猟免許新規取得者の講習会参加料、試験手数料等を対象とした補助制度を創設しました。補助制度への問合せは、市役所農政課 鳥獣害対策室（☎65－6522）までお願いします。

1　狩猟免許試験

	試験項目	日　時	場　所	試験の種類	願書の受付日時
第1回	第1次試験（知識・適性）	7月17日(日)10時～	滋賀県立大学　共通講義棟（A4棟）	網、わな、第一種銃	6月15日(水)から
	第2次試験（技能）	7月17日(日)13時30分～	彦根市八坂町2500	猟、第二種銃猟	7月　1日(金)まで

※自家用車で来場される人は、所定の場所以外に駐車しないでください。　※喫煙も所定の場所以外では行わないでください。

2　狩猟免許更新講習・適性検査

	日　時	場　所	試験の種類	願書の受付日時
第1回	7月　8日(金) 13時30分～16時30分	滋賀県庁東館7階大会議室 大津市京町四丁目1-1	網、わな、第一種銃 猟、第二種銃猟	6月15日(水)から 7月　1日(金)まで

※駐車場を用意しておりませんので、公共交通機関をご利用ください。
※災害その他環境省令で定めるやむを得ない事情により更新を受けることが出来ない場合は、8月11日（木）までに湖北森林整備事務所に申し出てください。

3　申請書受付（配布）場所

受付場所	所在地	電話番号	受付時間
（社）滋賀県猟友会各支部	〒520-0801　大津市におの浜4-1-20（本部）	077-525-7304	9時～17時
湖北森林整備事務所	〒526-0033　長浜市平方町1152-2	0749-65-6616	

※　願書の受付は、土・日・祝を除きます。それぞれ最寄りの受付場所に提出してください。

4　狩猟免許にかかる予備講習会

社団法人滋賀県猟友会において狩猟免許試験に合せて下記のとおり予備講習会が開催されます。この予備講習会は任意参加です。詳しくは、滋賀県猟友会および各支部へ問合せください。（社団法人　滋賀県猟友会　☎077-525-7304）

	日　時	講習内容	講習場所
第1回	7月 9日（土）　9時～16時30分	狩猟に関する知識・技能	滋賀県林業会館　大津市におの浜 4-1-20

問 滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課　野生生物担当(☎077－528－3483)

環境保全型農業直接支援対策がはじまります！

平成23年度より始まる環境保全型農業直接支援対策は「環境こだわり農業」と併せ、地球温暖化防止などの「環境保全型農業」を実践する農業者に対して交付されるものです。

支援対象者は次の①および②の要件を満たす販売を目的として生産を行う農業者等です。
①エコファーマー認定を受けていること。②農業環境規範に基づく点検を行っていること。

支援対象となる取り組みとしては次のような取り組みがあります。
①カバークロップ②リビングマルチ③草生栽培④冬期湛水管理の①～④いずれか一つと環境こだわり農作物の組み合わせ。もしくは、⑤有機農業の（化学肥料、農薬を使用しない）取組です。
支援単価は8千円／10aです。ただし、国等の予算により単価に変動が生じることがあります。
申請は、「実施計画書」「交付申請書」を6月30日(木)までに提出してください。

問 農政課（☎65－6522）

お知らせ

座ぶとん会議 ⑱

市では、風通しのよい開かれた市政を実現するために、市内の自治会をはじめ、自主的な地域活動を行っているグループ等を対象に、市長が市民の皆さんの生の声を聴く「座ぶとん会議」を開催しています。

「北部地域の核となるまちづくりを」
NPO法人花と観音の里

今回は「NPO法人花と観音の里」の皆さんと平成22年12月20日（月）19時30分からサン・レーバー高月で開催しました。「NPO法人花と観音の里」は、商業活性化の推進をはじめ、街中への花の植栽、観音検定など、様々な事業を行い、地域のまちづくりを通して地域振興に積極的に取り組まれています。

旧高月町では郊外大型店の出店に伴う旧市街地の衰退に対応するため、中心市街地活性化法を活用した地域再生について取り組みが始められていました。しかし中心市街地活性化法に基づく事業は、1行政区あたり1か所と定められており、既に旧長浜市の中心市街地で取り組まれているため、今後の高月地域の市街地の活性化の方策についてご意見をいただきました。市街地活性化については、大きな課題と認識しており、今後どのようなまちづくりを進めていけるか、皆さんと一緒に取り組んでいきたいと思います。

また、中学校の移転改築に伴う跡地の活用については、できる限り地域の意見を反映するとともに、地域の意見を尊重してほしいとご意見をいただきました。学園構想は、小中学校一貫教育という全国でも数少ない取り組みですが、残念ながら実現されていません。現在は次の世代を担う子どもたちのために老朽化していた校舎を移転改築するよう取り組んでいるところであり、これまで暖められてきた学園構想については、全市的な今後の課題と認識しています。また、跡地の活用については、まだ思案中ですが、駅近くの一等地であり、あらゆる可能性を持った土地であるため、地域活性化や財政面など様々な方面から検討していきたいと思います。

その他には、スマートインターチェンジの設置についてや、「江・浅井三姉妹博覧会」に絡めた宿泊型観光についてもお話しをいただき、広くまちづくりについて懇談をさせていただきました。皆さんのように地域を支えてくださる人材が地域の元気の源ではないかと思っています。今の時代は、これまでの中央集権ではなく、地域のことは地域で責任を持って行う地方主権の時代だと思いますので、地域の皆さんが一体となって、地域づくりに積極的に取り組んでいただき、行政と皆さんとで協働してまちづくりを進めていきたいと思います。

▲会議の模様

市長コラム⑫ 至誠通天

藤井 勇治

※至誠通天
誠を尽くせば天が味方してくれること

東日本大震災の被災地を訪問して

去る5月13日、長浜市少年野球連盟の皆さんと共に、東日本大震災で被災した宮城県岩沼市を訪れ、野球用具と保存食を届けてまいりました。岩沼市役所や岩沼警署を訪問し、市長や警察署長、自衛隊の皆さんをお見舞いし激励するとともに、現場のご苦労や様々な意見を聞いてまいりました。

この地域は仙台平野の海抜0m地帯で、高さ9メートルにもなる津波が海岸から陸地5～6kmまで押し寄せてきたそうです。津波の被害から逃れた地域では復興が進む一方、津波により壊滅的な被害を受けた地域では、災害から2か月余りが経っても手つかずの状態の場所が多くみられ、復興までの道のりの長さと険しさを物語っていました。田畑にはガレキ、車や流木等が散乱しているという、新聞やテレビの報道で見た光景を実際に目の当たりにして、自然の脅威に言葉を失いました。

しかし、このかつてない大災害の上に立ち、人々が希望を見出し、自治体職員、警察、消防、自衛隊員をはじめ、住民の皆さんが一丸となって、「ふるさと」の復旧・復興のため、また行方不明者の捜索やガレキの撤去作業等に昼夜懸命の奮闘をされています。人影もない中、黙々とガレキの中を捜索する自衛隊員の姿には、目頭が熱くなりました。

今回の震災は千年に一度の災害と言われており、まさに国難であり、前例のない大惨事でとりわけ津波の規模は想像を絶するものでありました。また原子力発電所の事故についてもこれまでの安全神話が崩壊したと言っても過言ではありません。被災地を視察して、まず何より、あらゆる市民生活の課題に対して現場の視点に立ち、迅速に勇断し、実行する必要があると痛感しております。この国難を乗り越えるためには、政府も地方自治体も住民も総力戦で一致団結して、復旧・復興に臨む必要があると決意を新たにいたしました。長浜市でも、いつ起こるかわからないこうした災害に対して、しっかりと危機管理体制や災害時情報伝達手段を確立し、万一の備えを万全にしていく所存です。

▶岩沼市の状況